

伊賀市男女共同参画推進条例

平成16年11月1日

条例第12号

目次

第1章 総則（第1条 第7条）

第2章 基本的施策（第8条 第11条）

第3章 伊賀市男女共同参画審議会（第12条 第15条）

第4章 補則（第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、社会のあらゆる分野において、市、市民及び事業者が協働して取り組み、もって、男女の人権が尊重される男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が性別にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、ともに責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

3 この条例において「事業者」とは、営利を目的とした事業を行う法人及び個人並びに公益法人その他社会のあらゆる分野において経済活動又は社会活動を行う法人をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画を推進するための基本理念は、次に掲げるとおりとする。

（1） 男女の人権が尊重され、性別による差別を受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保すること。

（2） 性別による男女の固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮すること。

(3) 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。

(4) 男女が相互に協力し、家事、育児、介護その他家庭生活における活動と就業その他社会生活における活動が両立できるよう環境を整備すること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画社会の実現に向けた施策(積極的改善措置を含む。)を策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施するに当たり国、県、市民及び事業者との連携に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女の性別による差別的取扱いの排除と固定的役割分担意識に基づく制度及び慣行の改善に努めなければならない。

2 市民は、男女共同参画について理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他あらゆる分野において、男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

3 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、男女が対等に参画する機会の確保及び職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動の両立ができる職場環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止等)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別を理由とする差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント(相手の意に反した性的な言動により、相手の尊厳を傷つけ、又は不利益を与える行為)

(3) ドメスティック・バイオレンス(配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為)

2 市は、前項各号に掲げる行為の防止について必要な啓発等に努めるものとする。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第12条に規定する審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見が反映されるように努めるものとする。

4 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市民相談等)

第9条 市は、性別に基づく差別、人権の侵害等に関する市民の相談に対し、関係機関との連携をとり、助言指導等を行うとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(推進体制)

第10条 市は、市民及び事業者の協力の下に施策を推進するため、必要な体制整備に努めるものとする。

(調査研究)

第11条 市は、施策の策定及び実施に関し調査研究等必要な措置を講ずるものとする。

第3章 伊賀市男女共同参画審議会

(伊賀市男女共同参画審議会)

第12条 次に掲げる事項について調査審議するため、伊賀市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(1) 伊賀市男女共同参画基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 男女共同参画社会実現のための施策の基本的事項及び重要事項

(3) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する評価

2 審議会は、前項に規定する事項の調査審議について市長に報告するとともに、意見を述べることができる。

(組織等)

第13条 審議会は、市長が委嘱し、又は任命する委員20人以内によって組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 3 委員の一部は、公募により選出するよう努めなければならない。
- 4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。
- 6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第15条 審議会は、必要に応じ専門の事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に必要な事項は、別に会長が定める。

第4章 補則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。